

長距離利用の方・相乗りで利用される方に朗報



「マイタク」が 便利になりました!

登録者1人で乗車した場合

運賃の半額
(最大1,000円)を補助

従来 1運行(片道)につき1回利用可能

1回追加で
利用できる

10月1日
から

1運行(片道)につき

2回 利用可能

運賃の半額(最大2,000円)を補助



登録者2人以上で相乗りをした場合

最大で1,000円×人数分の
運賃が無料!

従来 1運行(片道)につき各自1回利用可能

最大500円×人数を補助

10月1日
から

1運行(片道)につき各自 2回 利用可能

最大1,000円
×人数を補助

1運行で2回利用する場合

乗車時

マイナンバーカードを
専用端末にタッチ



運転手から運賃が
伝えられた後、
「2回利用したい」と
申し出る

降車時

再度マイナンバーカードを
専用端末にタッチしてから
運賃を支払い



※ マイタクの利用上限(年間70回)は変わりません。

※ 1日最大4回まで利用できます。 ※ 2024年10月現在の内容です。

登録要件やQ&Aは
うら面をご確認ください



「**マイタク**」の制度・利用方法について詳しく知りたい方は市のホームページをご確認ください。



登録要件

A～Dのいずれかに該当する方

- A** 75歳以上の方 **B** 65歳以上で運転免許証をお持ちでない方
- C** 身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、
要介護・要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）対象者、
難病患者、小児慢性特定疾病患者、妊産婦（条件あり※、要確認書類提出）
- D** 運転免許証を自主返納または失効した方

※福祉有償運送利用の登録がある方、軽自動車税または自動車税の減免を受けた車両で移動可能な方は登録できません。
※妊産婦の方が利用できる期間は、母子健康手帳が交付された日から出産予定日の12か月後の月末までです。

登録方法・利用方法

事前にマイナンバーカードへの登録が必要です。

登録に必要なもの ① マイナンバーカード ② **C**で登録の方は確認書類

登録できる場所 市役所1階マイタク登録窓口、各支所（大胡・宮城・粕川・富士見）、
保健センター2階（こども支援課）、保健所1階（障害福祉課・保健予防課）

利用できるタクシー 前橋市内のタクシー会社のタクシー（一部の介護タクシーでも利用可）

利用回数 年間70回 **利用時間** 午前7時から午後7時まで

よくあるご質問

Q1 運賃に関係なく1運行で割引を2回分使えますか？

A1 2回利用できるのは**運賃が一定の金額を超えた場合となります**。ただし、
運賃が一定の金額を超えた場合も1回利用するか2回利用するかは選択できます。

（例）乗車する登録者が1人の場合 2,000円を超える運賃で2回利用可

運賃	1運行の利用回数	補助額	利用者負担額
2,400円	1回	1,000円	1,400円
	2回	1,200円 (1,000円+200円)	1,200円
5,000円	1回	1,000円	4,000円
	2回	2,000円 (1,000円+1,000円)	3,000円

（例）乗車する登録者が2人の場合 1,000円を超える運賃で2回利用可

運賃	1運行の利用回数	補助額	利用者負担額
1,500円	Aさん:1回 Bさん:1回	1,000円 (A:500円、B:500円)	500円
	Aさん:1回 Bさん:2回	1,500円 (A:500円、B:1,000円)	0円
5,000円	Aさん:1回 Bさん:1回	1,000円 (A:500円、B:500円)	4,000円
	Aさん:1回 Bさん:2回	1,500円 (A:500円、B:1,000円)	3,500円
	Aさん:2回 Bさん:2回	2,000円 (A:1,000円、B:1,000円)	3,000円

Q2 2回利用した後に、1回分を取り消すことができますか？

A2 一度利用した回数を取り消して元に戻すことはできません。
マイナンバーカードを専用端末にタッチする前にお申し出ください。

お問い合わせはこちら

前橋市役所交通政策課

☎ 027-898-5844

受付時間 9:00～17:00
平日（土日祝を除く）